

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給額及び算出式

令和7年の所要額

令和6年分
所得税分の
控除不足額 (①)

令和6年度分
住民税所得割分の
控除不足額 (②)

控除不足額計 (③)
(①+②)

$$\boxed{\quad} \text{円} + \boxed{\quad} \text{円} = \boxed{\quad} \text{円}$$

注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

令和7年の所要額 (④)
(上記③を1万円単位に切上げ)

$$\boxed{\quad} \text{円}$$

支給額

令和7年の
所要額 (④)

調整給付金(当初給付分)
支給額(令和6年)

定額減税補足給付金(不足額給付)
支給額

$$\boxed{\quad} \text{円} - \boxed{\quad} \text{円} = \boxed{\quad} \text{円}$$

注) 調整給付金(当初給付分)の受給辞退があった
場合等は、「支給所要額」を記載しています。

令和7年の所要額における記載内容

- 令和6年分所得税分の控除不足額①
令和6年分所得税額から定額減税額((本人+扶養親族数)×3万円))を引きき
れない額が記載されます。
- 令和6年度分住民税所得割分の控除不足額②
令和6年度分住民税所得割額から定額減税額((本人+扶養親族数)×1万円))
を引ききれない額が記載されます。
- 控除不足額計③
令和6年分所得税分の控除不足額①と令和6年度分住民税所得割分②の控
除不足額の合計額が記載されます。
- 令和7年の所要額④
上記③の記載額を1万円単位に切上げた額が記載されます。

支給額 における記載内容

- 令和 7 年の所要額④
上記④の額が記載されます。
- 調整給付金(当初給付分)支給額(令和 6 年)
令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付金)の額が記載されます。
- 定額減税補足給付金(不足額給付)支給額
今回の給付金の支給額が記載されます。

《例》令和 6 年分所得税 31,000 円、令和 6 年度個人住民税所得割 20,000 円で、扶養親族が 1 人いる方で、令和 6 年度に実施した調整給付金(当初給付分)が 1 万円支給されている場合

- ①. 定額減税 $30,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人分 (本人 + 扶養親族)}$ - 令和 6 年分所得税 31,000 円
 $= 29,000 \text{ 円}$ (定額減税をしきれない額)
- ②. 定額減税 $10,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人分 (本人 + 扶養親族)}$ - 令和 6 年度個人住民税所得割 20,000 円
 $= 0 \text{ 円}$ (定額減税をしきれない額)
- ③. $29,000 \text{ 円} \times 1 + 0 \text{ 円} \times 2 = 29,000 \text{ 円}$
- ④. 29,000 円を 1 万円単位に切上げ、3 万円

定額減税補足給付金(不足額給付)支給額

3 万円 - 1 万円 (令和 6 年度に実施した調整給付金(当初給付分)支給額) = 2 万円